平成２４年（フ）第８８号
埼玉県川越市中原町２丁目１番地２
破産者　栗原万利子
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８０号
埼玉県坂戸市大字島田94番地
破産者　市川　徳夫
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９４号
札幌市豊平区平岸４条８丁目６番１―215号
破産者　須崎　彰夫
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６５号
札幌市白石区南郷通14丁目南10番１―306号
破産者　井野津鶴子（旧姓児島）
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目13番３号
破産者　大橋　芳子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番２―103号
破産者　小西　敏明
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７６号
仙台市泉区南光台１丁目20―10　ブランピェール101、開始決定時の住所仙台市泉区松森字明神７番地の11　ＰＡＲＴＥＲＲＥⅡ―102
破産者　丹野　博子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
福島県いわき市永崎字川畑36番地の３
破産者　塩野　和男
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１６２４号
名古屋市東区芳野１丁目13番24号　シュロス東白壁1301号
破産者　平澤　一利
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９４号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ケ丘中３号棟702号
破産者　小川　　進
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６５６号
大阪府枚方市町楠葉１丁目３番５―203号
破産者　山口　照子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０１号
大阪市西区九条南２丁目15番22―102号
破産者　十河　輝興
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０２号
大阪市西区九条南２丁目15番22―102号
破産者　十河千賀代
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０５号
大阪府枚方市甲斐田東町30番９号
破産者　岡本　安司
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７９号
大阪市淀川区加島１丁目36番23号
破産者　岡田　則雄
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１６号
東京都港区海岸２丁目３番５―1104号
破産者　山室智恵三こと　山室知栄佳
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７８号
兵庫県尼崎市長洲本通３丁目８番10号
破産者　野田　勝己
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９５号
大阪市生野区巽北４丁目３番32―402号、前住所大阪市生野区中川東２丁目20番18号　Ｊコート401号
破産者　永田　敬子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０８号
大阪市北区天神橋２丁目３番22号　西川天授堂ビル702号室
破産者　ＫＩＴＡこと　喜多　　健
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部